

平成 23 年 3 月 15 日

各位

会 社 名 株式会社ディー・ディー・エス 代 表 者 代表取締役社長 三吉野 健滋 (東証マザーズ・コード番号 3782) 問合せ先 I R 室 長 鈴木 達也 電話番号 052-533-1202

(URL http://www.dds.co.jp)

ストック・オプション (新株予約権) に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条、第239条および第239条の規定に基づき、以下の要領で当社の取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を平成23年3月30日開催の当社第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本議案が承認されますと4万株を上限として株式が発行される可能性があり、最大で発行済株式総数の15.4%となります。募集事項の詳細は、今後開催される予定の当社取締役会において決定されますが、行使価額は割当日における当社終値に1.5を乗じた金額を下限として決定されることとなっており、株価が権利行使価額の40%以下となった場合のノックアウト条項を設けるとともに、権利行使期間は4年を経過した後となっているため、中長期の期間において株主と利益意識を共有することができることを鑑み、また、株価向上の結果、経営者の持株比率を高めることにより安定株主となることができるので、今回の発行要領の内容決定に至りました。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役の企業価値向上に対する貢献意欲や士気を高めるため、ストック・オプションの目的で新株 予約権を無償で発行いたします。なお、ストック・オプションの目的で発行することから、下記要領に記載 のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込をすべき金額は下記要領(5)に定め るとおり時価を基準とした価格とします。

- 2. 新株予約権の発行の要領
- (1) 新株予約権の割当の対象者

当社の取締役とします。

なお、現在の取締役は3名(うち社外取締役1名)でありますが、平成23年3月30日開催予定の当社第16回定時株主総会で取締役選任議案のご承認を賜りますと取締役は4名(うち社外取締役1名)となります。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式40,000 株を総株式数の上限とします。

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

(3) 新株予約権の総数

4,000 個を上限とします。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 10 株、ただし、(2)に定める株式 の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。)

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」といいます)に新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、割当日の東京証券取引所終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の 終値)に1.5を乗じた金額(1円未満は切上げ)を下限とします。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、 調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

(6) 新株予約権の権利行使期間

割当日から4年を経過した日から3年間とします。

- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役の地位にあることを要します。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとします。
 - ③ その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権に関する契約に定めるところによります。
- (8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要します。

(9) 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の40%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。その他、必要な事項は当社取締役会において定めるものとします。

(10) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基に、実務上合理的と考えられる算定モデルを用いて 算出します。

- (11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金

等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

上記の新株予約権の発行につきましては、平成23年3月30日開催予定の当社第16回定時株主総会において承認決議されることを条件とします。

以上